

令和4年度事業計画書

事業運営方針

令和4年度は主要事業である廃棄物処理事業と環境保全啓発事業について、次の方針により事業運営を行う。

○ 廃棄物処理事業

エコパークいずもぎきは、「信頼と安全の施設運営」を最優先に、地元との協定を遵守しつつ、顧客サービスとコスト意識に根ざした業務運営を行う。

計画目標については、第3期処分場建設時の埋立計画に基づき、年間処理量を60,800トンとし、今後の廃棄物の搬入動向を注視しながら必要な対策を講じるとともに、次期処分場の建設など将来の資金需要に備えるため、必要な資金の積立を計画的に行う。

また、県が、次期処分場建設の候補地を上越市柿崎区に絞り込んだことを受け、その整備・運営を担う立場から、最終的な建設予定地の決定や合意形成に向けた県の取組に協力するとともに、安心・安全で環境に配慮した施設整備に向けて必要な調査や計画づくりに着手する。

1 搬入量の適正化と収入の確保

処理量が計画を上回って推移しており、今のままのスピードで埋立が続くと埋立完了時期がかなり早まりそうな懸念が出ていることに対し、搬入量を抑制の方向に適正化させる一方で、引き続き収入の確保を図る。

2 廃棄物処理事業の計画目標

処理量 60,800トン 料金収入 1,660,000千円

3 次期処分場建設に向けた体制整備

県及び上越市の協力のもと、上越市柿崎区に業務拠点を開設する。

職員3人体制でスタート。

(県から2人、上越市から1人、派遣職員を受入れ)

○ 環境保全啓発事業

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく新潟県地球温暖化防止活動推進センターの事業として、県民に対する普及啓発に加え、法改正により新たに事業者に対する普及啓発に取り組むほか、引き続き、リサイクル推進事業の他、事業団の環境保全普及啓発事業を行う。

- ① 地域における地球温暖化防止活動促進事業（環境省補助、県委託事業）
市町村等と共同で地球温暖化防止の普及啓発を行うとともに、国民運動「COOL CHOICE」の普及等を行う。
- ② 地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業（県委託事業）
地球温暖化防止活動推進員に対し研修会を開催するとともに、地域の環境講座への派遣等を行う。
- ③ 【新規】事業者向け地球温暖化防止活動啓発事業（環境省補助、県委託事業）
県と共同で関係機関からなる推進協議会を設立し、県内中小事業者等の地球温暖化防止の取組を促進するための各種情報提供・相談業務等を行う。
- ④ 「リサイクルアドバイザー」設置業務（県委託事業）
産業廃棄物のリサイクルに係るアドバイス業務を実施するとともに、優れた3Rの取組などの情報収集や発信を行う。
- ⑤ 環境保全普及啓発事業（事業団事業）
環境イベントへの参加、環境保全に関する地域活動の支援、環境学習の取組の推進等を行う。